

## 長野県告示第683号

平成30年12月14日成立した平成30年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成30年12月25日

長野県知事 阿部 守一

## 平成30年度長野県一般会計補正予算（第4号）

## 1 歳入歳出予算補正

(単位：円)

## (1) 歳 入

|             | 款 | 補正前の額       | 補 正 額     | 計           |
|-------------|---|-------------|-----------|-------------|
| 5 地 方 交 付 税 |   | 196,143,549 | 356,570   | 196,500,119 |
| 9 国 庫 支 出 金 |   | 101,885,287 | 882,227   | 102,767,514 |
| 12 繰 入 金    |   | 15,245,035  | 546       | 15,245,581  |
| 14 諸 収 入    |   | 58,953,989  | 1         | 58,953,990  |
| 15 県 債      |   | 104,623,000 | 1,553,000 | 106,176,000 |
| 歳 入 合 計     |   | 854,362,611 | 2,792,344 | 857,154,955 |

## (2) 歳 出

|              | 款 | 補正前の額       | 補 正 額     | 計           |
|--------------|---|-------------|-----------|-------------|
| 2 総 務 費      |   | 39,685,133  | 306,755   | 39,991,888  |
| 4 衛 生 費      |   | 20,674,584  | 546       | 20,675,130  |
| 9 土 木 費      |   | 103,527,854 | 1,024,500 | 104,552,354 |
| 10 警 察 費     |   | 42,952,116  | 20,326    | 42,972,442  |
| 11 教 育 費     |   | 200,235,889 | 952,484   | 201,188,373 |
| 12 災 害 復 旧 費 |   | 7,451,851   | 487,733   | 7,939,584   |
| 歳 出 合 計      |   | 854,362,611 | 2,792,344 | 857,154,955 |

## 2 繰越明許費補正

県営かんがい排水事業費ほか13件 金額 4,222,305 千円

## 3 債務負担行為補正

消防防災航空センター事業ほか16件 限度額 13,723,346 千円

## 4 地方債補正

砂防事業費ほか4件 限度額 1,553,000 千円

## 平成30年度長野県企業特別会計補正予算

## 債務負担行為補正

電気事業会計（第2号） 限度額 380,600 千円

財政課

## 長野県告示第684号

平成30年12月14日長野県議会定例会において認定された平成29年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見は、次のとおりです。

平成30年12月25日

長野県知事 阿部 守一

## 平成29年度長野県一般会計歳入歳出決算

## 1 歳 入

(単位：円)

|             | 款 | 予 算 現 額         | 決 算 額           | 比 較         |
|-------------|---|-----------------|-----------------|-------------|
| 1 県 税       |   | 231,427,758,000 | 231,697,281,200 | 269,523,200 |
| 2 地方消費税清算金  |   | 79,394,000,000  | 79,393,112,948  | △ 887,052   |
| 3 地 方 讓 与 税 |   | 34,544,443,000  | 34,544,442,000  | △ 1,000     |

|               |                 |                 |                  |
|---------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 4 地方特例交付金     | 747,488,000     | 747,488,000     | 0                |
| 5 地方交付税       | 201,347,604,000 | 201,347,604,000 | 0                |
| 6 交通安全対策特別交付金 | 691,775,000     | 691,775,000     | 0                |
| 7 分担金及び負担金    | 2,495,782,000   | 2,494,493,054   | △ 1,288,946      |
| 8 使用料及び手数料    | 17,790,713,000  | 17,763,459,719  | △ 27,253,281     |
| 9 国庫支出金       | 125,284,520,261 | 100,663,060,146 | △ 24,621,460,115 |
| 10 財産収入       | 1,743,512,000   | 1,930,830,995   | 186,818,995      |
| 11 寄付金        | 521,217,000     | 513,381,383     | △ 7,835,617      |
| 12 繰入金        | 10,957,088,000  | 10,701,981,140  | △ 255,106,860    |
| 13 繰越金        | 7,096,704,872   | 7,096,705,140   | 268              |
| 14 諸収入        | 41,565,425,000  | 42,728,075,966  | 1,162,650,966    |
| 15 県債         | 132,153,000,000 | 114,020,000,000 | △ 18,133,000,000 |
| 歳入合計          | 887,761,030,133 | 846,333,190,691 | △ 41,427,839,442 |
| 2 歳出          |                 |                 |                  |
|               | 予算現額            | 決算額             | 比較               |
| 1 議会費         | 1,456,003,571   | 1,441,936,754   | 14,066,817       |
| 2 総務費         | 35,293,755,525  | 34,525,013,999  | 768,741,526      |
| 3 民生費         | 121,448,474,800 | 119,996,479,887 | 1,451,994,913    |
| 4 衛生費         | 21,307,415,000  | 20,635,583,502  | 671,831,498      |
| 5 労働費         | 2,786,353,000   | 2,615,554,786   | 170,798,214      |
| 6 環境費         | 2,766,723,600   | 2,426,362,842   | 340,360,758      |
| 7 農林水産業費      | 52,877,278,988  | 40,711,428,815  | 12,165,850,173   |
| 8 商工費         | 40,590,362,000  | 39,376,537,410  | 1,213,824,590    |
| 9 土木費         | 134,823,081,932 | 105,227,479,379 | 29,595,602,553   |
| 10 警察費        | 43,454,279,920  | 43,179,389,777  | 274,890,143      |
| 11 教育費        | 209,133,628,150 | 208,374,134,770 | 759,493,380      |
| 12 災害復旧費      | 6,152,451,393   | 2,616,868,095   | 3,535,583,298    |
| 13 公債費        | 128,761,937,000 | 128,634,903,803 | 127,033,197      |
| 14 諸支出金       | 86,864,929,000  | 86,863,605,715  | 1,323,285        |
| 15 予備費        | 44,356,254      | 0               | 44,356,254       |
| 歳出合計          | 887,761,030,133 | 836,625,279,534 | 51,135,750,599   |
|               | 歳入歳出差引残額        | 9,707,911,157   |                  |
|               | うち基金繰入額         | 2,518,000,000   |                  |

## 平成29年度長野県特別会計歳入歳出決算

(単位:円)

| 会計名                        | 予算現額            | 歳入決算額           | 歳出決算額           | 歳入歳出差引残額      |
|----------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 市町村振興資金貸付金                 | 197,169,000     | 197,168,886     | 197,168,886     | 0             |
| 公債費                        | 246,921,087,000 | 246,913,799,756 | 246,913,799,756 | 0             |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金              | 548,099,000     | 532,460,210     | 363,013,360     | 169,446,850   |
| 心身障害者扶養共済事業費               | 464,266,000     | 453,177,256     | 451,755,390     | 1,421,866     |
| 地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金 | 4,457,993,000   | 3,991,393,224   | 3,991,393,224   | 0             |
| 流域下水道事業費                   | 10,723,879,600  | 10,485,379,290  | 9,844,516,367   | 640,862,923   |
| 小規模企業者等設備導入資金              | 4,594,314,000   | 4,837,036,367   | 4,592,754,975   | 244,281,392   |
| 農業改良資金                     | 127,317,000     | 318,992,472     | 124,072,898     | 194,919,574   |
| 漁業改善資金                     | 5,883,000       | 1,499,162       | 320,043         | 1,179,119     |
| 県営林経営費                     | 350,034,533     | 340,070,499     | 289,469,557     | 50,600,942    |
| 林業改善資金                     | 47,333,000      | 355,704,292     | 43,593,123      | 312,111,169   |
| 高等学校等奨学資金貸付金               | 129,747,000     | 495,868,393     | 126,817,639     | 369,050,754   |
| 合計                         | 268,567,122,133 | 268,922,549,807 | 266,938,675,218 | 1,983,874,589 |

30監査第23号

平成30年(2018年)9月14日

長野県知事 阿部守一様

長野県監査委員 田口敏子  
同 西沢利雄  
同 西沢昭子  
同 西沢正隆

## 平成29年度長野県歳入歳出決算審査及び基金運用状況審査について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により審査に付された、平成29年度長野県歳入歳出決算及び同附属書類、並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された、平成29年度長野県美術品取得基金の運用状況を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

## 平成29年度 長野県歳入歳出決算審査意見書

## 第1 審査の概要

## 1 審査の対象

- (1) 平成29年度長野県一般会計
- (2) 平成29年度長野県特別会計
  - ア 長野県市町村振興資金貸付金特別会計
  - イ 長野県公債費特別会計
  - ウ 長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計
  - エ 長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計
  - オ 地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計
  - カ 長野県流域下水道事業費特別会計
  - キ 長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計
  - ク 長野県農業改良資金特別会計
  - ケ 長野県漁業改善資金特別会計
  - コ 長野県県営林経営費特別会計
  - サ 長野県林業改善資金特別会計
  - シ 長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計
- (3) 財産

## 2 審査の手続

この審査は、歳入歳出決算及び同附属書類について、以下の点に主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類の照合等を行うとともに、決算資料の提出を求め、関係者から決算についての説明を聴取し、併せて定期監査及び現金出納検査結果も考慮して実施しました。

- 1 決算の計数は、正確であるか。
- 2 予算の執行は、議会の議決の趣旨に沿って適正に行われているか。
- 3 財産の管理は、適正に行われているか。
- 4 決算に関する事務は、法令に適合し、適正に行われているか。

## 第2 審査の結果

## 1 決算の計数及び予算の執行、決算に関する事務等について

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに同附属書類の計数については、関係帳簿、証拠書類と照合し、正確なものと認められました。

また、予算の執行、財産の管理及び決算に関する事務については、おおむね適正に行われているものと認められました。

ただし、一部に改善努力を要するものもあり、その内容は、後述の意見のとおりです。

## 2 決算の状況について

## (1) 決算規模と収支状況

一般会計は、歳入総額が8,463億3,319万余円、歳出総額が8,366億2,527万余円です。

歳入歳出差引額97億791万余円から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は、50億3,577万余円の黒字となり、これは前年度に比べると6億7,290万余円（15.4%）増加しました。

歳入を前年度と比べると、県債、地方消費税清算金等が増加した一方で、諸収入、地方交付税等が減少となり、全体では24億9,622万余円（0.3%）減少しています。歳出については、教育費、諸支出金等が増加しましたが、商工費、公債費、総務費等が減少となり、全体では29億2,542万余円（0.3%）減少しています。

次に、特別会計は、歳入総額が2,689億2,254万余円、歳出総額が2,669億3,867万余円で、前年度に比べ歳入が33億8,714万余円（1.2%）、歳出が31億7,339万余円（1.2%）減少しています。また、歳入歳出差引額19億8,387万余円から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は18億7,548万余円の黒字となりましたが、前年度に比べ黒字は1億3,444万余円（6.7%）減少しています。

## (2) 県債の状況

一般会計の平成29年度発行額は、1,140億2,000万円（平成29年度末現在高：1兆7,510億390万余円）で、前年度発行額（1,045億1,700万円）に比べ95億300万円増加しています。このうち、臨時財政対策債の発行額は446億6,000万円で、前年度（421億5,100万円）より25億900万円増加しています。

また、特別会計の平成29年度発行額は、23億1,220万円（平成29年度末現在高：527億4,907万余円）で、前年度（29億8,380万余円）に比べ6億7,160万円減少しています。

## (3) 基金の状況

将来の県債の償還を計画的に行うための減債基金及び予測できない収入の減少や支出の増加に備えた財政調整基金の平成29年度末現在高（出納整理期間後）の合計は2,566億5,913万余円で、前年度（2,475億7,853万余円）に比べ90億8,059万余円増加しました。

基金全体では、経済対策関連基金において減少幅が前年度の32億1,232万余円から3億9,294万余円に縮小したことなどから、平成29年度（出納整理期間後）の基金の総額は2,999億1,830万余円と、前年度（2,905億9,070万余円）と比べ、93億2,759万余円増加しました。

## (4) 財政分析

決算の状況を主な財政分析指標で見ると、県債償還の負担比率などを示す実質公債費比率は、平成28年度は12.0%（全国平均：11.9%、全国順位21位）であり、起債に国の許可が必要となる18%を下回っています。平成29年度は更に0.6ポイント下がって11.4%となり、12年続けて改善されました。

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成28年度は95.4%（全国平均：94.3%、全国順位19位）でした。平成29年度は95.1%と前年度に比べ0.3ポイント改善されています。

財政の自立度を示す財政力指数は、平成28年度は0.49610（全国平均：0.50540、全国順位27位）で、平成29年度は0.51476と前年度より0.01866改善されています。

## 第3 審査の意見

本県の財政状況は、県債残高や財政分析指標等からみると改善の方向にありますが、依然として厳しい状況にあります。

県では、新たに平成30年度を初年度とした5年間の県政運営の基本となる「長野県総合5か年計画（しあわせ信州創造プラン2.0）」（以下「5か年計画」という。）を平成30年3月に策定しました。5か年計画では「確かな暮らしが営まれる美しい信州～学びと自治の力で拓く新時代～」を基本目標とし、今後5年間で取り組む「政策推進の6つの基本方針」を定めるとともに、基本方針の目指す姿を実現するための8つの重点目標を設定しています。これらの目標を達成するため、財源の重点配分に留意しつつ、これまで以上に成果にこだわりをもった事業実施が求められます。

こうした状況を踏まえ、以下の事項に留意して、積極的な収入の確保に努めるとともに、限られた財源を最大限に生かし、適時的確な対応により事業効果を一層高める措置を講じてください。

### 1 財政運営健全化への取組

平成30年度当初予算において、歳出面では、人件費や公債費など義務的経費が減少する一方、高齢化により社会保障関係費が増加しています。歳入面では、財政調整のための基金からの繰入を当初予算に計上するなど、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。

このような中、新たな5か年計画の着実な推進に向けて、部局連携の下、成果を重視した取組みを実行していくためには、歳入の確保や事務事業の効率化等による歳出の削減を進め、持続可能な財政構造の確立と財政の健全化を積極的に推進する必要があります。

県は、「長野県行政・財政改革方針」（推進期間：平成24年度～28年度）に基づいて行財政の改革に取り組み、平成29年度末の県債残高は、一般会計と特別会計を合わせた総額で1兆8,037億5,298万余円となり、前年度と比べ31億5,783万余円増加しているものの、臨時財政対策債を除いた残高で比較すると、297億4,214万余円の減少となっています。また、財政調整のための基金残高は着実に増加しており、平成29年度末の570億円は、平成23年度末の461億円に比べて109億円増加しています。平成29年4月に策定した「長野県行政経営方針」の中では「持続可能な財政運営」として、「歳入の確保、施策・予算の重点化を常に意識して、県民の理解を得ながら、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な財政運営に努める」としています。県人口が減少している中、財政運営健全化の取組は一層重要性を増していますので、目標を確実に達成できるよう施策をさらに推進してください。

（主な所管部局：総務部 財政課）

### 2 収入未済の解消等

平成29年度末の収入未済額は、前年度に比べ、2億2,049万余円減少し、総額52億6,515万余円（前年度比96.0%）となっています。

その内訳は、一般会計が40億2,680万余円（同95.1%）、特別会計が12億3,835万余円（同99.0%）です。

収入未済の縮減は、県民負担の公平性と財源確保の観点から極めて重要ですので、引き続き、新たな収入未済の発生を防止するとともに、収入未済額の縮減に努めてください。

一般会計の収入未済額を県税とそれ以外とで見ると、県税の収入未済額は26億1,738万余円で、前年度（29億6,446万余円）より3億4,707万余円減少し（同88.3%）、平成23年度以降7年連続して10%以上の削減となっています。これは、これまでの地道な努力が数値となって表れたものと考えられ、高く評価することができます。自主財源の根幹をなす県税の未収金縮減は重要な課題ですので、長野県地方税滞納整理機構や市町村とも連携し、引き続き徵収対策を推進してください。

その一方で、税外未収金は14億941万余円で、前年度（12億6,975万余円）より1億3,966万余円増加しています（同111.0%）。なお、これに特別会計の未収金（12億3,835万余円）を加えると、税外未収金の総額は26億4,776万余円となり、前年度に比べ1億2,658万余円の増加となりました（同105.0%）。

税外未収金については、平成25年3月に策定した「税外未収金縮減に向けた取組方針」に基づき、それぞれの機関で取組が行われていますが、同方針策定以降ほぼ横ばいだった未収金額が、平成28年度は一旦減少したもの、29年度は増加している状況となっていますので、未収金が減少していない機関及び新たな未収金が発生した機関にあっては、その取組のあり方の検証も含めて、対応策を講じてください。また、未収金が減少していても、多額の未収金を抱えている機関については、引き続き、その縮減に的確に取り組んでください。なお、民間の債権回収会社等への未収金回収業務の委託の取組は、一定の効果があると認められることから、今後もその導入について検討してください。収入未済の縮減に向け、特に留意改善を求めるものは別記のとおりです。

不納欠損額は、前年度と比べ、6,361万余円減少し、総額3億1,337万余円（同83.1%）となっています。その内訳は、一般会計が3億1,320万余円（同89.5%）、特別会計が17万余円（同0.7%）となっています。債務者や滞納者の生活状況の把握や財産調査を十分に行い、債権回収の可能性を個別に分類するなどして、公平性に留意しつつ債権管理を適切に行ってください。

また、大北森林組合（以下「組合」という。）の補助金不適正受給問題で、県が組合に対し請求した返還金については、履行期限の延長処分が平成29年3月23日までに3回行われ、平成29年度は返還計画に基づき20万円が返還されています。引き続き、随時組合側と連絡をとり、債権が計画的かつ早期に回収されるよう適切に管理することが必要です。更には、組合の指導団体である長野県森林組合連合会とも連携して事業の経営状況等を随時把握し、必要に応じて指導助言などを行うことにより、組合の経営の健全化と債権の計画的かつ早期の回収に努めてください。

組合以外の補助事業者からの返還金に係る収入未済については、引き続き、債権回収の手続を確実に履行してください。

関係者に対する損害賠償請求について、県は、平成29年9月12日に「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針」を定め、同年12月19日に、組合元専務等に対して1億4,693万余円の損害賠償請求を行いましたが、全額が収入未済となっています。なお、組合に対しては平成30年6月11日に6,748万余円の損害賠償請求を行ったところです。

債権回収について対策を講じ、確実な回収に努めるとともに、補助金不適正受給問題については、今後も職員が一丸となって再発防止に取り組み、県民からの信頼回復に一層努めてください。

（主な所管部局：林務部、収入未済のある部局）

### 3 県有財産の適正管理

県は、経営的視点に基づく総合的な利活用を推進する必要があることから、新たに「長野県ファシリティマネジメント基本計画」を平成29年3月に策定し、県有財産の総量縮小、有効活用、長寿命化、省エネ化などによる維持管理の適正化の4つを柱として取り組んでいます。

総量縮小の面では、未利用県有地の縮減に積極的に取り組み、平成29年度は26件、2億871万余円の処分を行いました。

長寿命化の面では、学校、庁舎等の耐震化について「第二期県有施設耐震化整備プログラム」（平成28年3月策定）に基づき、平成29年度は56棟の耐震化を行いました。橋梁については、「長野県橋梁長寿命化修繕計画（第2期）」（平成25年6月策定）に基づき、概ね5年以内に修繕することとしている264橋について順次修繕を進めており、平成29年度末において179橋が完了しています（進捗率67.8%）。

河川管理施設については、「長野県河川管理施設長寿命化計画」（平成26年9月策定）に基づき、概ね5年以内に修繕することとしている59箇所について順次修繕を進めており、平成29年度末において15箇所が完了しています（進捗率25.4%）。

平成28年度決算から導入された新しい地方公会計制度において、県では、平成29年度までに固定資産台帳を整備し、同年度末に財務諸表を公表しました。今後、施設の老朽化対策や統廃合、受益者負担の適正化の検討等県有財産の適正管理における活用について、他県の状況も参考に検討していくものとしています。

また、公有財産の数量に関し、普通財産である土地及び建物について、公有財産台帳への記載漏れを理由とする増減がありましたので、現地調査や台帳の再確認を実施するなど、財産管理事務を適切に行ってください。

県有財産について、県民共有の財産であることを踏まえて常に適正な管理に努めるとともに、引き続きファシリティマネジメントを積極的に推進してください。

（主な所管部局：総務部 財政課、財産活用課、建設部）

### 4 県債の発行及び残高の管理

一般会計の県債の平成29年度末現在高は、1兆7,510億390万余円と前年度（1兆7,411億3,726万余円）に比べ98億6,663万余円増加しています。これは、普通債が208億413万余円減少した一方で、臨時財政対策債が328億9,997万余円増加したことなどによるものです。

また、特別会計の県債の平成29年度末現在高は、527億4,907万余円と前年度に比べ67億880万余円減少しました。

なお、実質的な県債残高を把握するため、満期一括償還の県債について、長野県減債基金に積み立てた時点で償還したものとみなして、これを控除して計算すると、一般会計の県債の平成29年度末現在高は、総額では1兆5,530億円となり、平成28年度の1兆5,521億円と比較すると9億円の増加となる一方、臨時財政対策債を除いた平成29年度末残高は9,490億円で、平成28年度の9,670億円と比較すると180億円減少しています。

今後、県立武道館の建設や信濃美術館の全面改築などの大型投資が予定されていますので、引き続き、将来の財政負担を考慮して自主財源の確保や事業見直しによる歳出の削減に取り組み、健全で持続可能な財政運営に努めてください。

（主な所管部局：総務部 財政課）

## 5 債務負担行為等の適正な設定及び管理

債務負担行為が設定されているもののうち、物件の購入、工事の請負、利子補給等の事業の後年度支出予定額は、一般会計で418億6,834万余円と前年度（424億3,812万余円）に比べ5億6,977万余円減少し（前年度比98.7%）、特別会計では65億9,387万余円と前年度（37億7,392万余円）に比べ28億1,995万余円増加し（同174.7%）、全体では484億6,222万余円と前年度（462億1,204万余円）に比べ22億5,017万余円増加しています（同104.9%）。また、これ以外に債務保証や損失補償等のようにあらかじめ限度額を定めておき、必要が生じた場合にその限度額の範囲内で負担するものがあります。平成29年度末現在の債務保証の債務残高は7億4,400万余円で、前年度（13億5,608万余円）に比べ6億1,208万余円減少し（同54.9%）、損失補償等の債務残高は124億2,057万余円で、前年度（124億5,135万余円）に比べ3,078万余円減少しています（同99.8%）。

債務負担行為については、今後も新たな設定の際には必要性、妥当性を十分精査するとともに、設定期間が長期にわたるものは、その管理に引き続き留意することが必要です。

また、県が損失補償を行っている財政的援助団体等の中には、県からの借入金について累積債務が残る可能性を示している団体もあるので、将来にわたり多額の県民負担が発生しないよう、その管理にも一層留意してください。

（主な所管部局：総務部 財政課、損失補償のある部局）

## 6 職員の法令遵守体制の徹底

県は、「長野県行政経営方針」の中で、県民の信頼と期待に応えることができる組織づくりに向け、県民起点の意識改革、風通しのよい対話にあふれた組織づくり、しごと改革（しごとの質と生産性の向上）によりコンプライアンスを推進するとしています。平成29年度には、部局長から構成されるコンプライアンス推進本部を立ち上げ、コンプライアンス推進参与の指導の下、各部局のリスクの抽出を行い、平成30年度は、リスクへの対応策を検討し実行するとして、内部統制体制の整備を進めています。

平成29年度の会計事務においては、河川占用料の過徴収や、非常勤職員の報酬に係る所得税を納期限を超過して納付したことによる延滞金等の発生事案等が認められていますので、関係法令等に則り、適正な事務処理を行ってください。

様々な機会を捉え、改めて全職員の法令遵守に対する意識を高めて、県民に信頼される県行政となるよう一層努めてください。

（主な所管部局：総務部 コンプライアンス・行政経営課）

(別記)

**収入未済の解消に留意改善を求める主なもの**

平成29年度の収入未済額が1億円を超え、継続的に収入未済の発生が見込まれるものは、次のとおりです。

**ア 県営住宅使用料等**

県営住宅使用料については、佐久、上田、諏訪、伊那、飯田、松本、長野の各地域において、管理代行制度を導入し、徴収業務を長野県住宅供給公社に委託しています。

未収金の縮減については、滞納者への明渡請求、支払督促及び給与差押等の法的措置を実施しています。また、退去者の滞納家賃等について、県外へ転出するなど徴収が困難なものは、回収業務を債権回収会社及び弁護士へ委託した結果、収入未済額は前年度より減少しており、民間委託の効果が認められました。

(所管部局：建設部)

**イ 高等学校等奨励金貸付金・高等学校等奨学資金貸付金**

高等学校等奨励金貸付金及び高等学校等奨学資金貸付金については、文書や電話などによる納入催告を継続して実施するほか、滞納繰越分の一部の回収業務を債権回収会社へ委託したことにより、前年度より回収金額が増加するなど一定の効果が認められたものの、返還対象額が年々増加する中で、収入未済額は増加しています。

(所管部局：教育委員会)

**ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付金**

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、収入未済額発生の防止策として、新規貸付時の原則口座振替、連帯保証人への償還開始通知の送付等を実施しており、未収金の縮減に向けては、新たにゆうちょ銀行での口座振替の開始、回収が困難な長期化債権の回収業務を債権回収会社へ委託するなどの取組の結果、収入未済額が前年度比96.3%と一定の効果が認められました。

(所管部局：県民文化部)

**エ 小規模企業者等設備導入資金**

小規模企業者等設備導入資金については、中小企業高度化資金貸付金の全額及び中小企業設備近代化資金貸付金の一部の回収業務を債権回収会社へ委託した結果、収入未済額が前年度比98.8%と一定の効果が認められました。

(所管部局：産業労働部)

これらを所管する機関にあっては、収入未済を防止するために、早い段階で債務者と連絡を取るなど必要な措置を講ずるとともに、収入未済となったものについては、引き続き、個々の滞納者の状況を把握し、債権の状況を個別に整理した上で、債権回収会社への委託を適切に組み合わせながら、効率的な滞納整理に努めてください。

〔収入未済額及び不納欠損額の内訳〕

| 会<br>計           | 所管部局  | 内 容                       | 収 入 未 済 額          |                    |                |                 | 不 納 欠 損 額        |                  |                |
|------------------|-------|---------------------------|--------------------|--------------------|----------------|-----------------|------------------|------------------|----------------|
|                  |       |                           | 平成29年度<br>(A)      | 平成28年度<br>(B)      | 増 減<br>(A)-(B) | 前年度比<br>(A)/(B) | 平成29年度<br>(C)    | 平成28年度<br>(D)    | 増 減<br>(C)-(D) |
| 一<br>般<br>会<br>計 | 総務部   | 県税                        | 円<br>2,617,387,770 | 円<br>2,964,463,677 | △ 347,075,907  | %<br>88.3       | 円<br>276,839,484 | 円<br>337,072,800 | △ 60,233,316   |
|                  |       | 県税に係る加算金(現年分・滞縛分)         | 75,042,459         | 74,962,323         | 80,136         | 100.1           | 448,928          | 10,545,423       | △ 10,096,495   |
|                  | 県民文化部 | 社会福祉施設入所者負担金(児童福祉施設入所負担金) | 74,961,730         | 93,008,003         | △ 18,046,273   | 80.6            | 31,306,986       | 0                | 31,306,986     |
|                  |       | 児童扶養手当過払返納金               | 20,542,690         | 21,246,060         | △ 703,370      | 96.7            | 0                | 129,960          | △ 129,960      |
|                  | 健康福祉部 | 看護職員修学資金                  | 11,744,800         | 11,764,600         | △ 19,800       | 99.8            | 0                | 0                | 0              |
|                  |       | 生活保護費返還金                  | 41,161,489         | 39,778,651         | 1,382,838      | 103.5           | 1,157,433        | 389,880          | 767,553        |
|                  |       | 障がい者施設支援費                 | 2,584,591          | 2,025,419          | 559,172        | 127.6           | 100,400          | 153,300          | △ 52,900       |
|                  |       | 公衆浴場設備改善事業補助金返還金          | 0                  | 3,331,705          | △ 3,331,705    | 皆減              | 0                | 0                | 0              |
|                  |       | その他                       | 8,303,391          | 7,492,119          | 811,272        | 110.8           | 305,885          | 52,293           | 253,592        |
|                  | 環境部   | 不法投棄された産業廃棄物の代執行経費        | 274,929,688        | 275,056,188        | △ 126,500      | 100.0           | 0                | 0                | 0              |
|                  |       | 事務管理に基づく費用弁償金             | 8,175,600          | 0                  | 8,175,600      | 皆増              | 0                | 0                | 0              |
|                  | 産業労働部 | 県有財産貸付特約付売買契約解除に伴う違約金     | 55,812,200         | 55,812,200         | 0              | 100.0           | 0                | 0                | 0              |
|                  |       | 不法占有に係る賃料相当額              | 71,052,201         | 71,052,201         | 0              | 100.0           | 0                | 0                | 0              |
|                  |       | 建物収去土地明渡等請求事件に係る執行費用等     | 59,009,853         | 59,009,853         | 0              | 100.0           | 0                | 0                | 0              |
|                  |       | その他                       | 4,396              | 393,115            | △ 388,719      | 1.1             | 388,719          | 0                | 388,719        |
| 計                | 農政部   | 県営工事に係る入札保証金相当額           | 1,751,006          | 1,751,006          | 0              | 100.0           | 0                | 0                | 0              |
|                  | 林務部   | 森林造成事業補助金返還               | 14,821,100         | 15,001,100         | △ 180,000      | 98.8            | 0                | 0                | 0              |
|                  |       | 造林事業に係る補助金に関する損害賠償金       | 146,936,175        | 0                  | 146,936,175    | 皆増              | 0                | 0                | 0              |
|                  | 建設部   | 河川占用料                     | 17,820,235         | 16,553,529         | 1,266,706      | 107.7           | 0                | 0                | 0              |
|                  |       | 県営住宅使用料等                  | 253,339,293        | 252,731,703        | 607,590        | 100.2           | 868,610          | 1,147,200        | △ 278,590      |
|                  |       | 事故等に係る原因者費用負担金            | 2,991,000          | 3,351,000          | △ 360,000      | 89.3            | 0                | 0                | 0              |
|                  |       | 契約解除に伴う補償金返還              | 99,521,879         | 99,521,879         | 0              | 100.0           | 0                | 0                | 0              |
|                  |       | その他                       | 563,476            | 1,415,259          | △ 851,783      | 39.8            | 861,357          | 100              | 861,257        |

|         |              |               |               |               |             |             |             |              |
|---------|--------------|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 教育委員会   | 高等学校等奨励金貸付金  | 164,187,967   | 160,161,731   | 4,026,236     | 102.5       | 120,000     | 0           | 120,000      |
|         | その他          | 4,158,029     | 4,333,646     | △ 175,617     | 95.9        | 802,324     | 265,080     | 537,244      |
|         | 計            | 4,026,803,018 | 4,234,216,967 | △ 207,413,949 | 95.1        | 313,200,126 | 349,756,036 | △ 36,555,910 |
| 特 別 会 計 | 県民文化部        | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 255,450,894   | 265,164,385   | △ 9,713,491 | 96.3        | 125,551     | 100,968      |
|         | 健康福祉部        | 心身障害者扶養共済事業費  | 8,948,530     | 9,764,690     | △ 816,160   | 91.6        | 54,000      | 261,600      |
|         | 産業労働部        | 小規模企業者等設備導入資金 | 734,655,692   | 743,500,692   | △ 8,845,000 | 98.8        | 0           | 26,876,576   |
| 農 政 部   | 農業改良資金       | 23,840,000    | 25,152,000    | △ 1,312,000   | 94.8        | 0           | 0           | 0            |
|         | 漁業改善資金       | 4,380,000     | 4,851,975     | △ 471,975     | 90.3        | 0           | 0           | 0            |
| 林務部     | 林業改善資金       | 17,799,508    | 17,988,508    | △ 189,000     | 98.9        | 0           | 0           | 0            |
|         | 県営林経営費       | 200           | 100           | 100           | 200.0       | 0           | 0           | 0            |
| 教育委員会   | 高等学校等奨学資金貸付金 | 193,278,672   | 185,009,423   | 8,269,249     | 104.5       | 0           | 0           | 0            |
|         | 計            | 1,238,353,496 | 1,251,431,773 | △ 13,078,277  | 99.0        | 179,551     | 27,239,144  | △ 27,059,593 |
| 合 計     |              | 5,265,156,514 | 5,485,648,740 | △ 220,492,226 | 96.0        | 313,379,677 | 376,995,180 | △ 63,615,503 |

財政課

**長野県告示第685号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡豊丘村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第686号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曽郡上松町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
上松町(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第687号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡王滝村(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

王滝村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第688号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上水内郡小川村(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 森林づくり推進課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年12月25日

長野県知事 阿部 守一

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入をする物品の種類及び数量

自家用ヘリコプター(消防防災仕様) 1機

## (2) 借入をする物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 履行期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで(引渡し期限平成31年3月31日)

(平成32年4月1日から平成33年3月31までの期間は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条に規定する債務負担行為にかかる契約)

## (4) 借入場所

長野県消防防災航空センター(長野県松本市大字空港東9030)

## (5) 入札方法

入札金額は、仕様書に定める装備品を搭載した自家用ヘリコプターの賃貸借料の総額を記載してください。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県危機管理部消防課

電話 026(235)7182

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shobo/nyusatsu.html>

## 3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他」欄の等級区分がAに